判決年月日	平成29年6月14日	担当部	如仇肚产言等我则死,等2前	
事件番号	平成28年(行ケ)第10037号		知的財産高等裁判所 第3部 	第3部

〇 「重合性化合物含有液晶組成物及びそれを使用した液晶表示素子」なる名称の発明について、審決の相違点評価に誤りがあるとして、新規性を否定して特許を無効とした審決を取り消した事例。

(関連条文) 特許法29条1項3号

(関連する権利番号等) 無効2014-800103号, 特許第5196073号

判 決 要 旨

本件は、特許無効審決に対する取消訴訟である。

本件発明は、重合性化合物含有液晶組成物及びそれを使用した液晶表示素子に関するものであり(請求項の数は17)、広い温度範囲において析出することなく、高速応答に対応した低い粘度である、焼き付き等の表示不良を生じない重合性化合物含有液晶組成物、及びこれを用いた表示ムラ等のない表示品位に優れた液晶表示素子を提供することを課題とするものである。

審決は、本件発明はいずれも引用発明と同一であるから、本件特許はいずれも新規性欠如により無効とすべきと判断した。

本判決は、要旨次のとおり判示して、審決を取り消した。

本件発明と引用発明は、いずれも多数の選択肢から成る化合物に係る発明であるところ、 審決は、両発明の間に一応の相違点を認めながら、いずれの相違点も実質的な相違点ではないとして、本件発明と引用発明が実質的に同一であると認定判断し、その結果、本件発明に は新規性が認められないとの結論を採用した。

しかし、本件発明は、各相違点における選択を併せて行うこと、すなわち、これらの選択を組み合わせることによって、上記のとおりの課題を解決するものであり、正にこの点において技術的意義があるとするものであるから、本件発明の特許性を判断するに当たっても、本件発明の技術的意義、すなわち、引用発明において、各相違点に係る選択を併せて行った際に奏される効果等から認定される技術的意義を具体的に検討する必要がある。

ところが、審決は、各相違点における選択をそれぞれ別個に検討しているのみであり、これらの選択を併せて行った際に奏される効果等について何ら検討していない。このような個別的な検討を行うのみでは、本件発明の技術的意義を正しく検討したとはいえず、かかる検討結果に基づいて本件発明の特許性を判断することはできないというべきである。

よって、審決は、個別的検討の当否について判断するまでもなく、審理不尽の誹りを免れず、本件発明の特許性の判断において結論に影響を及ぼすおそれのある重大な誤りを含むというべきであるから、全部取り消すのが相当である。